

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年8月26日（金） 10：00～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
寺田 稔 国務大臣（総務大臣）
葉梨康弘 国務大臣（法務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
秋葉賢也 国務大臣（復興大臣）
谷 公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：林 芳正 国務大臣（外務大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 政令 11件
- 人事 7件
- 報告 1件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「福島復興再生基本方針の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、復興大臣から御発言があります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、故安倍晋三国葬儀に必要な経費として約2.5億円を、中小企業施設等復旧整備事業に必要な経費として約81億円を、それぞれ使用するものであります。

次に、令和4年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。復権を行うものであります。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「電波法及び放送法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、放送法施行令等の規定の整理等を行うものであり、「電波監理審議会令」は同審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部改正令」は、最近の為替相場等の事情を勘案して、当該手当の額の改定を行うものであります。

次に、「教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正令」は、教育公務員特例法等の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理等を行うものであります。

次に、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等修学支援法施行令の一部改正令」は、大学等への修学に係る経済的負担の軽減を図るため、いわゆる早生まれの大学生等の生計を維持する者の収入額の算定方法を見直すものであります。

次に、「医療法施行令及び消費生活協同組合法施行令の一部改正令」及び「産業競争力強化法施行令の一部改正令」は、会社法の一部改正法等の一部の施行に伴い、株主総会等資料の電子提供措置に係る読替え規定の整備等を行うものであります。

次に、「押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部改正令」は、民間事業者間における押印手続を不要とする等の規定の見直しを行うものであります。

次に、「高圧ガス保安法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年9月1日とするものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部改正令」は、本年3月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額を定める等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、西村環境大臣が、G20環境・気候大臣会合出席等のため、29日から9月1日まで、山際内閣府特命担当大臣が、スタートアップ関係者との意見交換等のため、28日から9月1日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、在中華人民共和国日本国大使館在勤特命全権公使志水史雄を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、外務省大臣官房参事官池上正喜外1名に、日ソ漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を命免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房副長官補滝崎成樹を願いに依り免じ、その後任に外務省総合外交政策局長岡野正敬を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣府外4省庁の人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり、承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、警察庁長官中村格が退官し、その後任に警察庁次長露木康浩を、文部科学事務次官義本博司が退官し、その後任に文部科学審議官柳孝を、それぞれ充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、稲葉養司外937名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、「臨時国会召集要求書」について、御報告があります。本件は、去る18日、衆議院議員馬淵澄夫外125名及び参議院議員斎藤嘉隆外76名から、憲法第53条に基づき、臨時国会を召集することを求める要求書が出され、内閣に送付されたものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・チュニジア技術協力協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、我が国から派遣する専門家等に対する租税の免除等について、取り極めるものであります。

次に、「ドル建て借款の供与に関する書簡」をウズベキスタンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「園芸作物バリューチェーン強化計画」に、2億ドルを限度とするドル建て借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との署名又は書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、復興大臣。

○秋葉国務大臣：今回の基本方針の変更は、本年6月の福島復興再生特別措置法の改正等を踏まえ、福島の復興及び再生に向けて政府が実施すべき施策に関する基本的な事項を明らかにするものです。具体的には、ALPS処理水に係る理解醸成、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に係る取組、新産業創出等研究開発基本計画

の策定、福島国際研究教育機構の設立等について盛り込んでおります。各大臣におかれては、より一層、福島の復興及び再生に向けて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

○松野国務大臣：次に、経済産業大臣。

○西村（康）国務大臣：「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について概要を申し上げます。「契約の基本方針」では、官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会を増大させるため、今年度の目標として、官公需総額に占める割合を61パーセント、契約額を5兆2,738億円と決めました。加えて、スタートアップを含む新規中小企業者の受注機会を増大させるため、各府省における調達の実態について確認し、スタートアップからの調達が特に見込まれる分野についての検証を行うなどの措置を盛り込んでおります。方針の取りまとめに当たっては、各府省から御協力いただきましたが、中小企業・小規模事業者向け契約目標が達成されるよう、今後とも、この方針について、最大限の御尽力と御配慮をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、谷大臣。

○谷国務大臣：令和4年度「防災の日」総合防災訓練について、御説明いたします。政府においては、9月1日の「防災の日」に、総合防災訓練として、閣僚の徒歩等による参集訓練を実施した後、官邸において、政府の緊急災害対策本部の運営訓練を実施いたします。本年の緊急災害対策本部の運営訓練では、南海トラフ地震を想定し、官邸と愛知県との間でテレビ会議を行うなど、実践に即した訓練を実施いたします。その後、総理には、千葉市の蘇我スポーツ公園で実施される「九都県市合同防災訓練」に合わせ、現地に赴き被災状況を調査する「現地調査訓練」を実施していただきます。現地では、消防や自衛隊などの実動部隊による救出救助訓練の視察や、避難所運営訓練の体験等を行っていただく予定であり、私も同行することとしております。また、各省庁には、「防災週間」の期間中を始め各省庁の状況に応じて、「職員の安否確認訓練」、「職員の非常参集訓練」、「各省庁における災害対策本部の設置・運営等訓練」の実施をお願いしております。各閣僚におかれましては、「防災の日」総合防災訓練の実施への協力とともに、各省庁での防災訓練に取り組まれますよう、お願いいたします。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：自殺対策基本法においては、9月10日から9月16日までの一週間で「自殺予防週間」と位置付けています。昨年の自殺者数は、前年と比較して総数では減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、女性の自殺者数は2年連続で増加しており、また、小中高生の自殺者数は過去最多であった一昨年に次いで多く、深刻な状況にあります。厚生労働省では、電話やSNSによる相談支援体制の拡充に努めるとともに、10代の自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることを踏まえ、夏期休暇中から、子ども・若者に向けたポスターの掲示や動画の配信、さらにインターネットでの相談窓口の案内など、関係省庁と連携して集中的な啓発活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で生

活に不安を感じている方々を含めて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、政府一丸となって全力で自殺対策に取り組む必要がありますので、閣僚の皆様のご協力の御協力をお願い申し上げます。

○松野国務大臣：次に、文部科学大臣。

○永岡国務大臣：国立大学法人政策研究大学院大学の学長田中明彦は、令和4年3月31日付けで辞職したことから、その後任に国立大学法人政策研究大学院大学特別教授大田弘子を9月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：西村明宏大臣及び山際大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、秋葉大臣を環境大臣の臨時代理及び原子力防災担当大臣の事務代理に、高市大臣を経済財政政策担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。河野大臣から御発言がございます。

○河野国務大臣：国家公務員制度担当大臣として、申し上げます。霞が関への人材確保を行う上で国家公務員の働き方改革は、急務と考えております。各府省等におかれましては、職員がやりがいを持って仕事に取り組むことができるよう、現在常勤職員が行っている業務内容を改めて精査し、効率化を検討していただいた上、期間業務職員による対応が、より適切と考えられる業務については、期間業務職員が担うこととするよう、予算の増額に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和4年
8月26日〕（金）

◎一般案件

資料あり

○福島復興再生基本方針の変更について（決定）
（復興庁）〃 ○令和4年度一般会計予備費使用（2件）について
（決定）（財務省）〃 ○令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本
方針について（決定）（経済産業省）

資料なし

☆恩赦について（決定）（内閣官房）

◎政 令

資料あり

○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期
日を定める政令（決定）（総務省）〃 ○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係政令の整理等に関する政令（決定）
（同上）

〃 ○電波監理審議会令（決定）（同上）

〃 ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の
額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女
教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を
改正する政令（決定）（外務省）〃 ○教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織
及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政
令（決定）（文部科学省）〃 ○独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学
等における修学の支援に関する法律施行令の一部
を改正する政令（決定）（文部科学・財務省）〃 ○医療法施行令及び消費生活協同組合法施行令の一
部を改正する政令（決定）（厚生労働省）〃 ○押印を求める手続の見直し等のための農林水産省
関係政令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産省）

- 資料あり
 〇 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の
 施行期日を定める政令（決定）（経済産業省）
 〃 〇 産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令
 （決定）（同上）
 〃 〇 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）
 （防衛省）

◎人 事

- 資料なし
 資料あり
 ☆ 環境大臣西村明宏外 1 名の海外出張について
 （了解）
 〇 特命全権公使志水史雄を願に依り免ずることにつ
 いて（決定）
 〃 ☆ 外務省大臣官房参事官兼欧州局池上正喜外 1 名に
 漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主
 義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害
 賠償請求処理委員会東京委員会委員を命免するこ
 とについて（決定）
 〃 〇 岡野正敬を内閣官房副長官補に任命し、内閣官房
 副長官補滝崎成樹を願に依り免ずることについて
 （決定）
 〃 〇 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る
 ことについて（決定）
 資料なし
 資料あり
 ☆ 検事武笠圭志を判事兼簡易裁判所判事に任命する
 ことについて（決定）
 ☆ 元財務事務官稲葉養司外 9 3 7 名の叙位、叙勲又
 は紺綬褒章授与等について（決定）

◎報 告

- 資料あり
 ☆ 臨時国会召集要求書について（内閣官房）

◎配 布

- ☆ 月例経済報告（内閣府本府）

[〇署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和4年〕
〔8月26日〕 (金)

◎一般案件

- 資料なし
- 技術協力に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の協定の署名について (決定)
(外務省)
 - 〃 ○アメリカ合衆国ドル建て借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換について (決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]